

平成22年6月28日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

## 厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方自治体からの要望等)

### 本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年6月18日から平成22年6月24日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告  
(地方自治体からの要望等・本省受付分)(10/06/28)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年6月18日～6月24日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
<b>行政相談室</b> (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	2	0	12	0	0	14
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	174	0	0	0	174
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	12	0	1	0	13
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	1	0	0	0	1
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	2	187	12	1	0	202

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	14
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	188

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	総務課総務係(内線2517)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2件	0件	12件	0件	0件	14件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	14件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	大学医学部入学定員の増員により養成された医師が、地域(都市と地方)、病院と診療所、診療科による偏在を起さない措置を講じること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
2	平成21年度に創設した医療施設耐震化臨時交付金は、従来の交付金のような耐震補強工事を想定した基準額ではなく、「新築」・「増改築」を想定した基準額となったことから、大幅に増額され、医療機関には大変好評であったが、実施時期が限定されたこと等から実施できない医療機関もあった。全国的に地震対策が急がれる中で、医療機関の耐震化を促進するには、同様の新たな助成制度の創設が必要と考える。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
3	社会保険診療報酬に対する事業税非課税措置を存続させること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
4	緊急性が高く自らの専門領域外の患者への対応が求められる救急医療など、医療従事者に過失がなくとも、医療行為が原因で不幸な結果を招く場合がある。同様の事態の再発防止や、医療全体の質・安全の向上を図り、さらには、患者、医療提供者の双方が救済されるような制度を創設すること。併せて、産科医療補償制度については、開始から1年が過ぎ、医療機関や妊産婦及びその家族の声や、制度の運用状況を踏まえ、対象疾患の拡大の可否の検討を行い、制度の充実を図ること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
5	女性医師が生涯にわたって、安心して医療に携わることができるよう、病院内保育運営事業の更なる充実を図るとともに、再就業等総合的な支援策の一層の充実を図ること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	174件	0件	0件	0件	174件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	174件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	・子ども手当の外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請 手続や認定書類等の照会。		事実や制度を説明
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	藤原朋子(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	12件	0件	1件	0件	13件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	13件

## (主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	短期集中リハビリテーション実施加算の算定に当たって、本人の体調不良等により定められた実施回数、時間等の算定要件を満たせなくなった場合は、算定できないのかとのご質問をいただきました。		利用者の体調悪化等やむを得ない理由により算定要件を満たせなくなった場合は、算定可能である旨説明致しました。
2	老人保健施設等における退所時指導加算の算定要件に「その居宅において療養を継続する場合」とあるが、ここでいう「居宅」とは介護保険法第8条第2項に規定する「居宅」の考え方と同じなのかとのご質問をいただきました。		第8条第2項に規定する居宅並びに自宅及びグループホームをいう旨説明致しました。
3	都道府県のご担当者から、特別養護老人ホームの廊下幅について、廊下の両側に利用者用のトイレと浴室が配置される場合は、片廊下と中廊下のどちらの取扱いになるかとのご質問をいただきました。		廊下の両側に利用者が日常生活上使用する設備が配置される場合は中廊下になるため、中廊下としての取扱いになる旨回答致しました。
4	都道府県の方より、栄養マネジメント加算については、通知上「栄養状態のモニタリングは、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者(経管栄養法から経口栄養法への変更等)については、概ね二週間毎、低栄養状態のリスクが低いものについては概ね三ヶ月毎に行うこと」とあるが、栄養状態のリスクが高くて心身の状況が改善されればモニタリングは3ヶ月ごとでよいのかとのお問い合わせをいただきました。		栄養状態のモニタリングは低栄養状態のリスクを定期的に把握するために行うものであり、心身の状況が改善されていても低栄養状態のリスクが高い場合はモニタリングを二週間の間隔で行っていただきたい旨回答致しました。
5	都道府県の方より、療養食加算について、通知上「腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0g未満の減塩食をいうこと」とあるが、この6.0gについては、一日平均で達成された場合に加算の対象となるのか又は一日であっても6.0g以上になってしまった場合、加算の対象とはならないのかとのお問い合わせをいただきました。		療養食加算は、入所者の年齢・心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている等の基準を満たした場合に、1日につき所定の単位数を加算するものであり、1日につき6g未満に達しなかった場合はその日数分は算定の対象とはならない旨回答致しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	政策統括官(労働担当)
照会先	室長補佐 黒澤 朗(7725) 総務係長 定政紀彦(7717)

平成22年6月18日～6月24日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	都道府県労働委員会の委員任命について、労働組合法以外に考慮すべき規定はあるのか。また、都道府県労働委員会の労働者委員の任命については、労働組合の推薦があった者の中から任命することになっているが、被推薦者が現時点で労働組合員ではなく、以前に労働組合員であった者の場合でも任命することは可能か。		労働委員会の委員任命については、労働組合法以外に規定がない旨を回答いたしました。また、労働委員会の労働者委員の任命については、労働組合の推薦を受けた者の中から任命する必要があるが、必ずしも被推薦者が労働組合員である必要はない旨を丁寧に回答いたしました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。